

県内のメガソーラーの状況及び再エネ 促進区域の設定に関する県基準について

【参考資料2 - 1】

県内のメガソーラーの状況

【参考資料2 - 2】

再エネ促進区域の設定に関する熊本県基準について

県内のメガソーラーの状況

(エネルギー政策課)

○県内のメガソーラーの状況

- ・国の FIT 認定情報（R5.6 月末時点）によると、県内で 261 件の事業計画が認定を受けており、このうち、249 件（約 95%）が稼働している。
- ・近年の FIT 認定件数は、FIT 買取価格の低下や長期未稼働案件に係る認定失効等によりほぼ横ばいの状況であり、太陽光発電の事業化のペースが鈍化している。

【参考】メガソーラー FIT 認定件数及び稼働件数（累計）

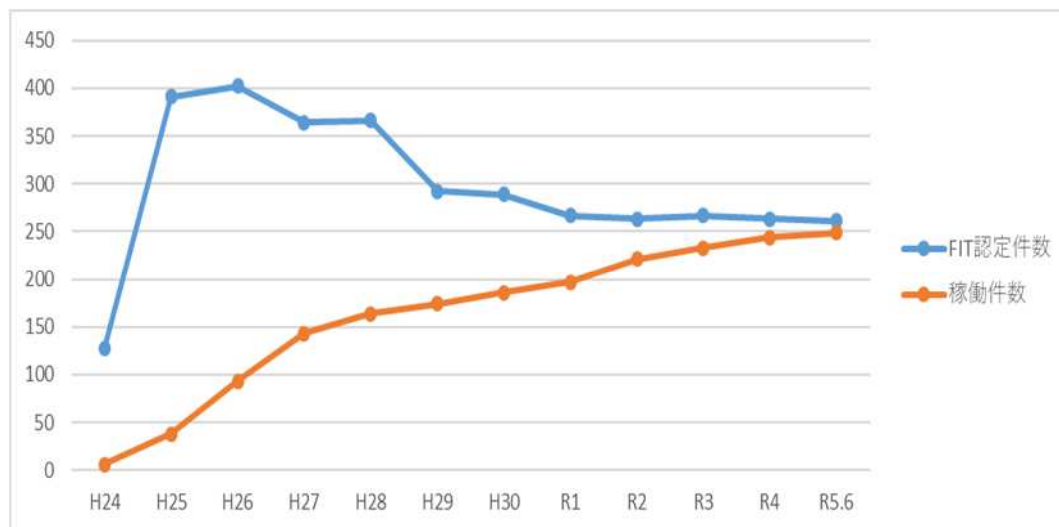
（FIT 認定件数）

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5.6 月
件数	127	391	402	364	366	292	289	267	263	267	263	261

（稼働件数）

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5.6 月
件数	6	38	93	143	164	174	186	197	221	233	244	249

（出典）経済産業省資源エネルギー庁情報公開用ウェブサイト



【付記】FIT 認定件数の増減について

- ・FIT 制度導入以降、事業用太陽光発電のコストが急激に低減した一方、認定時の調達価格を維持したまま運転が開始されない未稼働案件が大量に滞留して、高額案件の稼働による国民負担の増大、系統容量の圧迫による新規開発の停滞等の課題が発生。
- ・このため、一定の期限までに電力会社との接続契約がなければ認定を失効するなどの、早期の運転開始を促す累次の措置（H26、H28、R1）が講じられた。また、R4 年 4 月施行の改正再エネ特措法において、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗が見られない未稼働案件について認定を失効する制度が導入されており、認定件数が減少している年度がある。

再エネ促進区域の設定に関する熊本県基準について (エネルギー政策課)

1 再エネ促進区域の設定に関する「県基準」について

再エネ促進区域の設定に関する県基準は、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、再エネ施設の適地誘導(地域共生)を行い導入を促進するために定めるもの。

- 県基準の作成に当たっては、「再エネ促進区域」設定に係る環境省令で定める基準に加え、国のマニュアルやガイドライン等も参考に、地域の实情に応じて、環境の保全に適正に配慮して定める必要がある。

県基準は、再エネ種別ごとの事業特性に応じて、地域の自然環境や生活環境に係る適正な保全を確保する観点から、再エネ発電施設の種類ごとに定める。(法施行規則5条の4)

本県では、県内における導入ポテンシャルが大きく、今後再エネの導入を促進するうえで適地誘導の必要性がより高いと考える「太陽光発電」及び「陸上風力発電」について県基準を作成。

県基準の作成に併せて、市町村が再エネ促進区域を円滑に設定できるよう、市町村と連携して、太陽光及び陸上風力のゾーニング図も作成。

2 県基準作成までの経緯

令和3年度

- ・太陽光発電に係る基礎調査
- ・陸上風力発電に係る基礎調査

令和4年度

- ・太陽光発電に係る詳細調査
- ・陸上風力発電に係る詳細調査

基礎調査

法令等の規制をGIS(地理情報システム)で機械的に重ね合わせて解析し、法令等の規制項目の洗い出し及びゾーニング図素案を作成。

詳細調査

基礎調査に基づき、学識者、関係団体等から構成する協議会を設置して、県基準の検討及びゾーニング図を精査。

県基準の作成に当たって、必要な調査・検討が完了

令和5年度

6月1日～30日

- ・太陽光及び陸上風力に関する県基準のパブリックコメント実施
(パブリックコメントでの意見なし)

7月～8月

- ・最終調整

9月

- ・海の再生及び環境対策特別委員会において、促進区域の設定に関する熊本県基準の公表

3 県基準の作成における基本的な考え方

< 県基準の作成における基本的な考え方 >

学識者、関係団体を交えた協議の場での検討を踏まえ、本県の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から、次の4つの視点を重視して基準を作成。

環境影響評価に係る県条例との
整合

県条例で設定する環境配慮の整合を図る

県民生活の安全・安心確保

自然災害のおそれのある地域を回避する

県民の良好な生活環境の維持に
資する自然環境の保全

本県の豊かな森林・農地の有する公益的機能を維持する

世界遺産の遺産区域及びその周
辺における良好な景観づくり

世界遺産登録地域及び登録を目指す地域を有するため、
世界遺産周辺等の良好な景観を保全する

4 太陽光発電施設に関する県基準

(1) 促進区域に含めることが適切でないと思われる区域(除外すべき区域(保全エリア))

分類	除外すべき区域	区域の設定根拠法令・条例等
防災	砂防指定地	砂防法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法
	土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
	河川区域	河川法
自然・環境	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
	国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法
	県指定鳥獣保護区の特別保護地区	
	生息地等保護区の管理地区	種の保存法 熊本県野生動物植物の多様性の保全に関する条例
	生息地等保護区の監視地区	
	原生自然環境保全地域	自然環境保全法
	自然環境保全地域	
	県指定自然環境保全地域	熊本県自然環境保全条例
	国立・国定公園の特別保護地区、第1種特別地域	自然公園法
	国立・国定公園の第2種特別地域、第3種特別地域	
県立自然公園の特別地域	熊本県立自然公園条例	
森林・農地	保安林	森林法
	国有林	
	国有林	森林法、熊本県財産条例
	保護林	

分類	除外すべき区域	区域の設定根拠法令・条例等
文化財・景観等	風致地区	都市計画法
	重要文化的景観(重要な構成要素)	文化財保護法
	史跡、名勝、天然記念物	
	世界遺産(資産範囲)	世界遺産条約
	世界遺産登録予定地(資産範囲)	

凡例)

国の基準において、促進区域に含めることが適切でないと思われる区域。

国基準において、促進区域の設定に当たり、市町村が考慮すべきと思われる区域。

国のマニュアル(太陽光・風力共通)において、市町村が考慮すべき事項(環境保全)として、例示されている区域。又は、国のガイドライン等において掲載されている環境配慮事項。

国のマニュアル(太陽光・風力共通)において、市町村が考慮すべき事項(社会的配慮)として、例示されている項目であり、本県として市町村が促進区域を設定するに当たってすべての市町村に共通すると考えられる社会的配慮の観点。

県条例、関係法令所管課意見等により追加した事項。

4 太陽光発電施設に関する県基準

(2) 促進区域の設定に当たって調整又は考慮を要する区域(考慮すべき区域(調整エリア))

分類	考慮すべき区域	区域の設定根拠法令・条例等
防災	山地災害危険地区	林野庁通達
	土砂災害危険箇所	国土交通省通達
	河川保全区域	河川法
	海岸保全区域	海岸法
	一般公共海岸区域	
	宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法
	大規模盛土造成地	
	洪水浸水想定区域	水防法
	高潮浸水想定区域	
	雨水出水浸水想定区域	
	津波浸水想定区域	津波防災地域づくりに関する法律
自然・環境	国指定鳥獣保護区(特別保護地区以外)	鳥獣保護管理法
	県指定鳥獣保護区(特別保護地区以外)	
	生物多様性の保全の鍵になる重要な地域(KBA)	
	生物多様性保全上重要な里地里山	
	生物多様性の観点から重要度の高い湿地	
	昆虫類の多様性保護のための重要地域	
	緑地環境保全地域	熊本県自然環境保全条例
	郷土修景美化地域	
	国立・国定公園の普通地域	自然公園法
	県立自然公園の普通地域	熊本県立自然公園条例

分類	考慮すべき区域	区域の設定根拠法令・条例等
自然・環境	自然再生の対象となる区域	自然再生推進法
	緑の回廊	森林法
	植生自然度の高い地域(9,10)	
	特定植物群落	
	巨木林	
	自然景観資源	
森林・農地	地域森林計画対象民有林(保安林以外)	森林法
	優良農地	農地法
	農用地区域	農振法
	農業振興地域	
文化財・景観等	重点地区(景観形成地域等)	景観法
	歴史的風致維持向上計画重点地区	歴史まちづくり法
	重要文化的景観	文化財保護法
	世界遺産(緩衝地帯)	世界遺産条約
	世界遺産登録予定地(緩衝地帯)	
周知の埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法	
とその他断ずるが必の要	港湾	港湾法
	漁港区域	漁港漁場整備法
	要措置区域	土壌汚染対策法
	形質変更時要届出区域	

促進区域の設定に当たっては、農用地区域からの除外手続きなど関係法令の手続きが必要。

4 太陽光発電施設に関する県基準

(3) 促進区域の設定に当たって調整又は考慮を要する事項(考慮すべき事項)

考慮すべき事項	収集すべき情報
騒音による影響	<ul style="list-style-type: none"> 騒音その他の生活環境への支障
	<ul style="list-style-type: none"> 振動等による生活環境への支障
水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> 地下水への影響等 雨水等の放流先(保護水面、農業用水路等)
	<ul style="list-style-type: none"> 取水施設の状況
反射光による影響	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の建物・施設
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> レッドリスト、レッドデータブック掲載種(国・県)
	<ul style="list-style-type: none"> 国内希少野生動植物種
	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県指定希少野生動植物
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> 景観重要建造物 景観重要樹木 地域資源 観光資源
その他県が発電施設の特徴、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜30度以上 活断層

5 陸上風力発電施設に関する県基準

(1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域(除外すべき区域(保全エリア))

分類	除外すべき区域	区域の設定根拠法令・条例等
防災	砂防指定地	砂防法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法
	土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
	河川区域	河川法
自然・環境	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
	国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法
	県指定鳥獣保護区の特別保護地区	
	生息地等保護区の管理地区	種の保存法
	生息地等保護区の監視地区	
	原生自然環境保全地域	自然環境保全法
	自然環境保全地域	
	国立・国定公園の特別保護地区、第1種特別地域	自然公園法
森林・農地	保護林	森林法
文化財・景観	史跡、名勝、天然記念物	文化財保護法
	世界遺産(資産範囲)	世界遺産条約
	世界遺産登録予定地(資産範囲)	

分類	除外すべき区域	区域の設定根拠法令・条例等
航空・防衛施設等	航空路監視レーダー施設	航空法
	航空自衛隊レーダーサイト	
	自衛隊基地・駐屯地	
	在日米軍施設	
	米軍演習区域	
居住地	福祉施設の周囲500m	
	病院の周囲500m	
	学校の周囲500m	

凡例)

国の基準において、促進区域に含めることが適切でないとしてされている区域。

国基準において、促進区域の設定に当たり、市町村が考慮すべきとされている区域。

国のマニュアル(太陽光・風力共通)において、市町村が考慮すべき事項(環境保全)として、例示されている区域。又は、国のガイドライン等において掲載されている環境配慮事項。

国のマニュアル(太陽光・風力共通)において、市町村が考慮すべき事項(社会的配慮)として、例示されている項目であり、本県として市町村が促進区域を設定するに当たってすべての市町村に共通すると考えられる社会的配慮の観点。

県条例 関係法令所管課意見等により追加した事項。

5 陸上風力発電施設に関する県基準

(2) 促進区域の設定に当たって特に調整又は考慮を要する区域(特に考慮すべき区域(調整エリア2))

分類	考慮すべき区域	区域の設定根拠法令・条例等
防災	山地災害危険地区	林野庁通達
	土砂災害危険箇所	国土交通省通達
	河川保全区域	河川法
	大規模盛土造成地	
自然・環境	国指定鳥獣保護区(特別保護地区以外)	鳥獣保護管理法
	県指定鳥獣保護区(特別保護地区以外)	
	県指定自然環境保全地域	熊本県自然環境保全条例
	緑地環境保全地域	
	郷土修景美化地域	
	国立・国定公園の第2種特別地域、第3種特別地域	自然公園法
	県立自然公園の特別地域	熊本県立自然公園条例
	生息地等保護区の管理地区	熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例
	生息地等保護区の監視地区	
	植生自然度の高い地域(9,10)	
	特定植物群落	
	巨木林	
	生物多様性の観点から重要度の高い湿地	
	重要野鳥生息地(IBA)	
	緑の回廊	森林法

分類	考慮すべき区域	区域の設定根拠法令・条例等
森林・農地	保安林	森林法
	農用地区域	農振法
文化財・景観等	重点地区(景観形成地域等)	景観法
	歴史的風致維持向上計画重点地区	歴史まちづくり法
	重要文化的景観	文化財保護法
	風致地区	都市計画法
	世界遺産(緩衝地帯)	世界遺産条約
航空施設・防衛	航空法に基づく制限表面	航空法
	気象レーダー設置場所(気象庁)	気象業務法
居住地	福祉施設の周囲 500m~800m	
	病院の周囲500m~800m	
	学校の周囲500m~800m	
	人口メッシュ(居住地) 周囲500m	

促進区域の設定に当たっては、農用地区域からの除外手続きなど関係法令の手続きが必要。

5 陸上風力発電施設に関する県基準

(3) 促進区域の設定に当たって調整又は考慮を要する区域(考慮すべき区域(調整エリア1))

分類	考慮すべき区域	区域の設定根拠法令・条例等
防災	洪水浸水想定区域	水防法
	雨水出水浸水想定区域	
	液状化地区	
自然・環境	国立・国定公園の普通地域	自然公園法
	県立自然公園の普通地域	熊本県立自然公園条例
	生物多様性の保全の鍵になる重要な地域(KBA)	
	生物多様性保全上重要な里地里山	
	昆虫類の多様性保護のための重要地域	
	自然再生の対象となる区域	自然再生推進法
	サシバ・ハチクマ・ノスリ・アカハラダカの渡り経路とその衛星追跡経路周囲1000m	
	イヌワシ・クマタカの生息分布	
	イヌワシ、チュウヒ、クマタカの分布図	
	集団飛来地	
	日中の渡りルート(周囲1000m)	
森林・農地	国有林	森林法
	県有林	森林法、熊本県財産条例
	地域森林計画対象民有林(保安林以外)	森林法

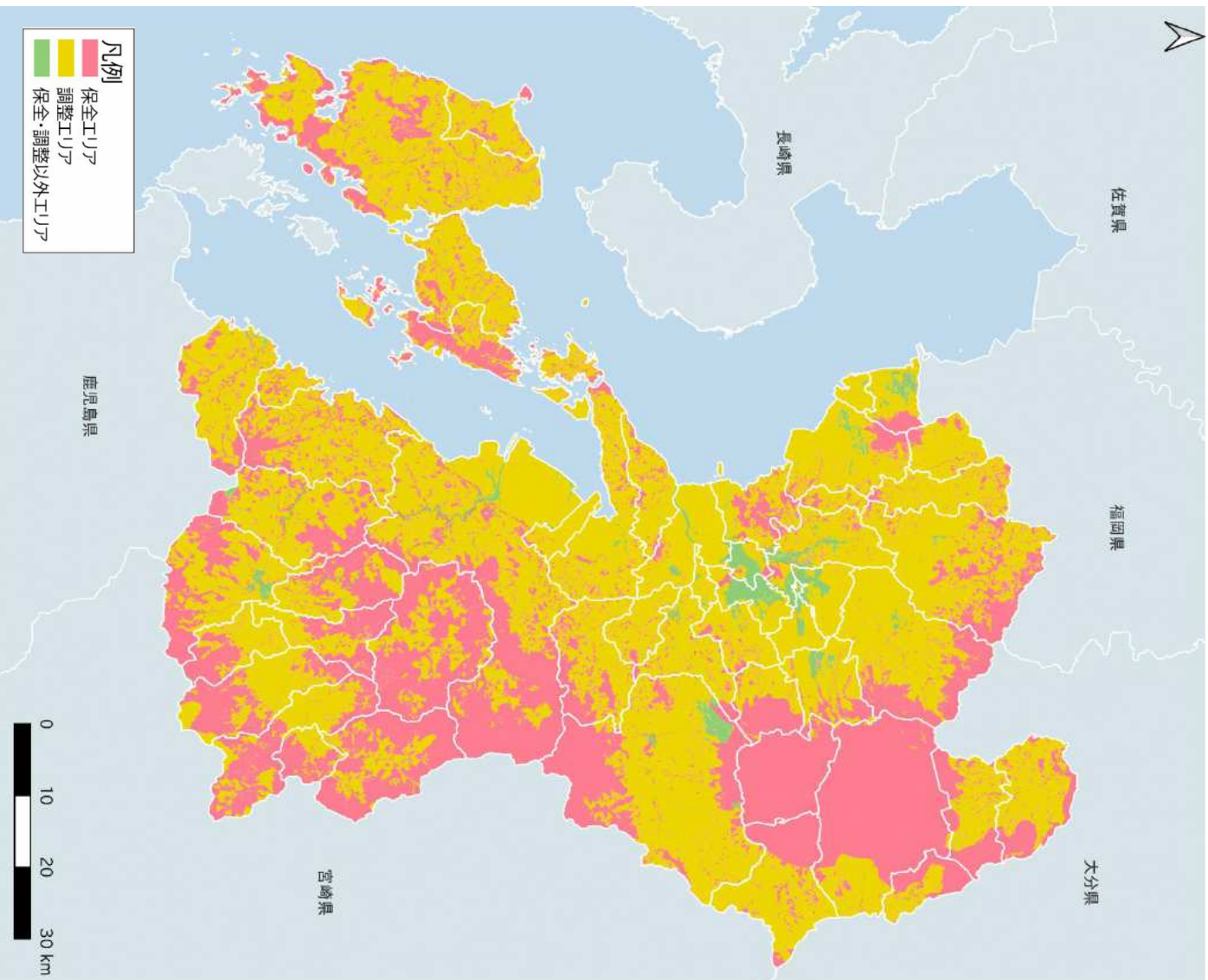
分類	考慮すべき区域	区域の設定根拠法令・条例等
観文化財・景	周知の埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法
	世界遺産登録予定地(緩衝地帯)	世界遺産条約
居住地	人口メッシュ(居住地)周囲500~800m	
	建築物(工場、事業所等を含む全建物)	
判断その他県が必要と	要措置区域	土壌汚染対策法
	形質変更時要届出区域	

5 陸上風力発電施設に関する県基準

(4) 促進区域の設定に当たって調整又は考慮を要する事項(考慮すべき事項)

考慮すべき事項	収集すべき情報
水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> 地下水への影響等
	<ul style="list-style-type: none"> 取水施設の状況
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> レッドリスト、レッドデータブック掲載種（国・県）
	<ul style="list-style-type: none"> 国内希少野生動植物種
	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県指定希少野生動植物
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> 景観重要建造物 景観重要樹木 地域資源 観光資源
その他県が発電施設の特性、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項	<ul style="list-style-type: none"> 活断層

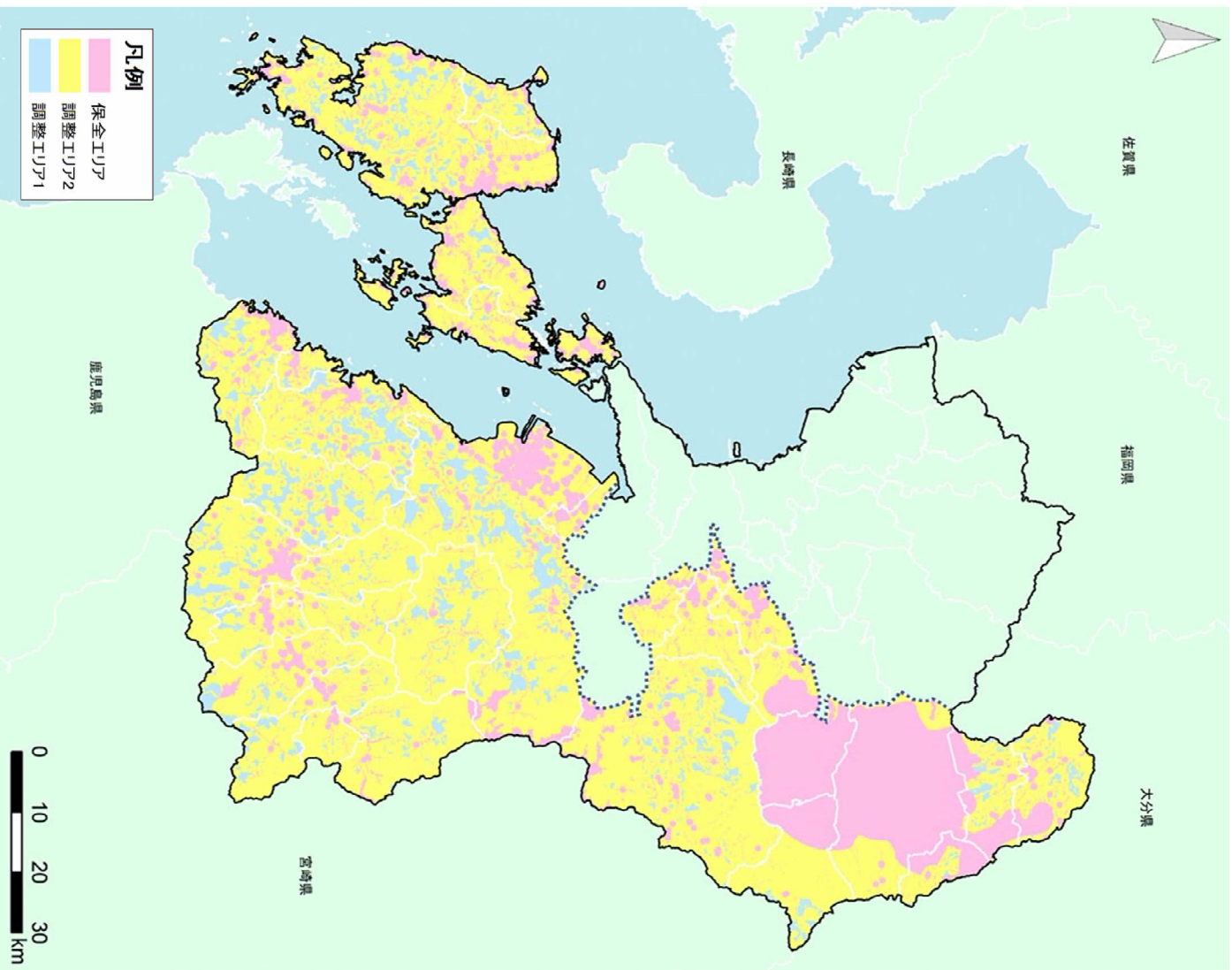
太陽光発電施設



促進区域の設定に当たっては、農用地区域からの除外手続きなど関係法令の手続きが必要。ゾーニング図は、公表情報を基に作成したものであり、一部の県基準の情報は網羅的に整備された地図情報が存在しないため、ゾーニング図に反映していない。促進区域の設定に当たっては、現況調査等によって十分な現状把握が必要。

6 県基準に基づくゾーニング図

陸上風力発電施設



風況のよい地域(上益城、阿蘇、八代、水俣・芦北、球磨及び天草地域)のみゾーニングを実施。促進区域の設定に当たっては、農用地区域からの除外手続きなど関係法令の手続きが必要。ゾーニング図は、公表情報を基に作成したものであり、一部の県基準の情報は網羅的に整備された地図情報が存在しないため、ゾーニング図に反映していない。促進区域の設定に当たっては、現況調査等によって十分な現状把握が必要。